◇**生活保護法の一部を改正する法律**（法律第一〇四号）（厚生労働省）

1　申請による保護の開始及び変更に関する事項

保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備するものとした。（第二四条第一項、第二項及び第八項関係）

2　要保護者、扶養義務者等に対する報告の求め等に関する事項

㈠　保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができるものとした。（第二八条第一項及び第二項関係）

㈡　保護の実施機関及び福祉事務所長は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等の氏名及び住所若しくは居所、資産及び収入の状況並びに健康状態等の事項につき、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求め、又は銀行、信託会社、要保護者等の雇主その他の関係人に報告を求めることができるものとするとともに、別表第一の上欄に掲げる官公署の長等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報であって厚生労働省令で定めるものにつき、求めがあったときは、速やかに、資料の提供等を行うものとした。（第二九条関係）

3　医療扶助の方法に関する事項

医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとした。（第三四条第三項関係）

4　医療機関等の指定制度の見直しに関する事項

㈠　医療機関の指定について、開設者の申請により行うものとするとともに、指定に係る要件について、具体的に定める等必要な整備を行うものとした。（第四九条の二、第四九条の三、第五〇条第二項及び第五一条第二項関係）

㈡　指定医療機関に対する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告徴収等について、その調査対象の範囲を拡大するものとした。（第五四条関係）

5　就労自立給付金の創設に関する事項

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、就労自立給付金を支給するものとした。（第五五条の四関係）

6　被保護者就労支援事業の創設に関する事項

保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施するものとした。（第五五条の六第一項関係）

7　被保護者の生活上の義務に関する事項

被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えるものとした。（第六〇条関係）

8　不正な手段により保護を受けた場合等の費用等の徴収に関する事項

㈠　不正な手段等により保護を受けた被保護者、医療の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関又は就労自立給付金を受けた者等があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額のほか、その額に一〇〇分の四〇を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとした。（第七八条関係）

㈡　被保護者が保護金品の交付又は就労自立給付金の支給を受ける前に、当該保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、保護金品等を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができるものとした。（第七八条の二関係）

9　緊急時における厚生労働大臣の事務執行に関する事項

4㈡で都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとした。（第八四条の四関係）

10　施行期日等

㈠　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとした。（附則第三条～第一九条関係）

㈡　この法律は、一部の規定を除き、平成二六年七月一日から施行することとした。

◇**生活困窮者自立支援法**（法律第一〇五号）（厚生労働省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

(1)　生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうこととした。（第二条第一項関係）

(2)　生活困窮者自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者のうち離職等により、居住する住宅を失い、又は住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　生活困窮者就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（収入等が一定水準以下の者に限る。）に対し、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいうこととした。（第二条第四項関係）

(5)　生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者（収入等が一定水準以下の者に限る。）に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う事業をいうこととした。（第二条第五項関係）

(6)　生活困窮者家計相談支援事業

生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいうこととした。（第二条第六項関係）

2　都道府県等による支援の実施

㈠　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、生活困窮者自立相談支援事業を行うこととし、当該事業を委託することができることとした。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第四条関係）

㈡　都道府県等は、生活困窮者のうち1の㈡の(3)に規定するもの（収入等が一定水準以下の者に限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給することとした。（第五条第一項関係）

㈢　都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業等を行うことができることとし、当該事業を委託することができることとした。また、委託を受けた者等は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第六条関係）

㈣　国は、生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用のうち人口、被保護者の数等を勘案して政令で定めるところにより算定した額及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用の四分の三を負担するとともに、生活困窮者就労準備支援事業等の実施に要する費用の一部を補助することができることとした。（第九条関係）